

令和8年2月17日

## 調査報告書

要約作成者:特定非営利法人日本を美しくする会事務局

(原本「調査報告書」作成者:弁護士 魚住智哉 提出日 令和7年9月26日)

### 第1 調査の目的および方法

本調査は、当法人が認定NPO法人の更新申請において要件を満たさず、結果として認定資格を失効するに至った経緯および原因を、客観的かつ独立した立場から検証することを目的として実施したものである。

調査にあたっては、日本弁護士連合会「第三者委員会ガイドライン(ステークホルダーのための調査・公表・信頼回復)」の趣旨を踏まえ、定款・規程類、理事会議事録その他会議資料、認定更新申請関連資料、財務関係資料、現旧役員へのヒアリングを基礎資料として分析を行った。

\* 調査期間:令和7年7月2日より同年9月25日

\* 本調査担当弁護士:魚住 智哉(ひのき総合法律事務所)

### 第2 本会の概要

#### 1 任意団体としての設立と拡大

本会は、「掃除を通して心の荒み、社会の荒みをなくし世の中を良くする」との、創業者である鍵山秀三郎氏の理念に賛同する有志により、任意団体として発足した。活動は全国に広がり、各地に「掃除に学ぶ会」が設立され、海外にも活動が波及した。しかし、活動規模の拡大に伴い、対外的契約の主体が不明確であること、金融機関口座の開設・管理に支障がきたすようになった。事務局体制は、株式会社イエローハットに依存し、資金面でも一部の個人や会社のみが負担する状態が続き、組織的運営体制の整備が必要となったことなどの事情から、法人格取得の必要性が認識されるに至った。

#### 2 NPO法人化と認定取得

平成19年、本会は特定非営利活動法人として法人格を取得した。その後、より広く寄附を募ることを可能とするため、寄附金税制の優遇措置を受けられる認定NPO法人資格を取得した(平成22年)。認定取得後は、平成26年および平成31年(令和元年)に更新申請を行い、いずれも認定を受けている。

認定取得後の更新申請は、主として当時の事務局において対応されていた。更新時期については、所轄庁からの通知等を契機として認識され、過去の申請資料を参考に申請作業が行われていた。ただし理事会において、認定基準の具体的内容や継続的充足状況について詳細な検討がなされていた状況は限定的であった。

### 第3 認定制度の法的位置付け

認定NPO法人制度は、NPO法人のうち一定の公益性および適正運営体制を備える法人について、所轄庁が法令に基づき認定を付与する制度である。認定法人は、寄附者に対する税制優遇措置の付与、社会的信用の向上、公益性の公的確認といった法的効果を楽しむ一方で、事業費割合基準(いわゆる70%基準)、適正な経理処理、情報公開義務、運営組織の適正性などの厳格な継続的要件を満たすことが求められる。

### 第4 失効に至る経緯

2024年の更新申請において、所轄庁から、受入寄附金総額に対する事業費割合基準(70%基準)を満たしていない可能性が高いとの指摘を受けた。本会は対象年度がコロナ禍にあったこと等の事情を説明したが、内閣からコロナ禍を考慮した特例事項が出ていないことを理由に更新は困難との判断が示された。

その後、令和7年1月本更新申請を取り下げ、同時に令和7年度の新規認定申請を目指すことにした。結果として認定は失効に至った。

### 第5 本会の運営や財務関係をめぐる諸問題と対応

令和3年に、事務局業務が専務理事に依拠して停滞していること、予算管理、運営改善や制度理解向上の必要性が一部理事より指摘されていた。また管理費にかかる東京都の運用基準違反のおそれと、東京都による指摘注意がなされた。更に、本会ではこれまで、NPO法人においては物販販売ができないとの理解で事業を行っていたが、収益性のある事業を行うこと自体は可能であることが令和3年6月頃に初めて判明するに至った。

これらの対応として、予算管理の実施、事務局業務の整理、手順書の作成などの作業が行われた。しかし、多くは未実行のまま推移した。未実行の原因は、事務局の多忙、理事間のコミュニケーションの悪さも起因していたものと推察される。

### 第6 認定基準を満たさなかった直接的原因

#### 1 本会全体における認定NPO法人制度に対する認識の乏しさ

理事・監事を含む役員の間で、認定制度の法的意義、更新要件の具体的内容、財務基準の継続的管理の必要性に関する理解が十分であったとは評価し難い。認定制度や本会が認定NPO法人であることの意義や意味を、会員・賛助会員に広く周知できていないことも窺われる。認定が「社会的評価」であるとの認識は共有されていたものの、継続的に法定基準を充足すべき制度であるという認識は必ずしも徹底されていなかった。

#### 2 認定基準等にかかる本会役員の知識不足、チェック体制の不備

更新申請業務は事務局に委ねられ、理事会全体による事前検証・基準充足確認が制度的に組み込まれていなかった。事務局も認定作業や認定基準にかかる知識を持っていた様子は見

受けられない。財務理事・監事による横断的チェック体制も十分機能していたとは言い難い。

認定基準の充足状況を定期的に確認するチェック体制が構築されていなかった。その結果、基準未達成の状態が申請段階まで顕在化しなかった。

#### **第7 背景的要因—法的責任を伴う NPO 法人の役員に就任することへの自覚の乏しさ**

設立時から事務局に依存していたことを受け、本会役員において、NPO 法人や認定 NPO 法人の役員としての法的責任につき主体的かつ明確な自覚が乏しいままに就任し、その後も毎年度同様の状態で組織構成されていくという一種の風潮があると考えられる。

NPO法人、特に認定NPO法人においては、役員は善管注意義務を負う法的責任主体であるが、その自覚が十分に共有されていたとは言い難い。認定制度への理解のみならず、役員としての法的責任について真の認識理解があれば、事業年度ごとに認定基準を意識した対応がされ、結果的に取下げに至らなかった可能性は極めて高い。

#### **第8 再発防止に向けた提言(要旨)**

本報告書では、以下を提言する。

- ・認定 NPO 法人制度の重要性の確認と会全体への共有
- ・役員の法的責任を含む認定 NPO 法人制度の具体的理解と知識等の向上
- ・具体的な認定基準のチェック体制構築
- ・事務局体制の強化
- ・理事の職責意識の向上と役割の明確化
- ・定款上にない役職や会議体の整理

認定NPO法人としての再取得を目指す場合には、これら制度的整備が不可欠である。

以上